

市からの 連絡帳



みどり

「生垣設置助成制度」のご利用を！

市では、緑ゆたかな『うるおい』と『やすらぎ』のあるまちづくりを推進するため、道路に接する部分の生垣設置に対し、助成制度を設けています。

生垣は、ブロック塀などの倒壊による災害の発生を防ぐとともに、四季折々に道行く人たちの目を楽しませてくれます。

これから生垣を作りたい方、ブロック塀などを撤去して生垣にしたい方はご利用ください。

- (1)生垣設置費用の補助金
1m当たり1万円(30mを限度)
- (2)生垣に改造する場合の既存ブロック塀などの撤去費用の補助金
1m当たり6,000円(30mを限度)
詳しくはみどり公園課(保谷庁舎4階)に、ご相談ください。
みどり公園課 保
(☎042-438-4045)

商工業

各種融資あっせん制度をご利用ください

(1)西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度

この制度は、中小企業者の自主的な経済活動を促進するため事業資金の融資あっせんを行うものです。

中小企業者および農業経営者
あっせんの要件
市内に1年以上住所および事業所を有し、同一事業を市内で1年以上継続していることなど 資金の限度額など(表1参照)

表1 西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金	設備資金	運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内 (据置6か月以内)	7年以内 (据置6か月以内)	
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%		
借受者負担率	年0.980%		

(2)西東京市特別対策運転資金融資あっせん制度

この制度は、昨年と比較して売上高が減少している中小企業者に無利子の運転資金の融資あっせんを行うものです。

中小企業者および農業経営者
あっせんの要件
市内に1年以上住所および事業所を有し同一事業を市内で1年以上継続していること 最近3か月間の月平均売上額または最近1年間の売上額が昨年の同期に比べ3%以上減少していることなど 資金の限度額など(表2参照)

表2 西東京市特別対策運転資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金
融資限度額	500万円 (ただし、緊急対策運転資金を利用中の場合は300万円)
償還方法	元金均等月賦償還
償還期間	5年以内 (据置6か月以内)
融資利率	年1.975%
利子補給率	年1.975%
借受者負担率	年0%

(3)西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん制度

この制度は、勤労者などの居住に供する住宅の取得などに必要な資金の融資あっせんを行うものです。

勤労者など
あっせんの要件
市内に1年以上住所を有していること 20歳以上65歳未満の者で、償還完了時75歳未満であることなど 資金の限度額など(表3参照)

表3 西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金
融資限度額	1,000万円
償還期間	15年以内 (据置3か月以内)
金利条件	固定型
融資利率	年4.0%
利子補給率	年2.0%
借受者負担率	年2.0%

いずれの融資も借換えについては対象となりません。
受付 産業振興課(保谷庁舎3階) 産業振興課 保
(☎042-438-4041)

施設

総合体育館の利用再開について

平成25年に開催されるスポーツ祭東京2013(第68回国民体育大会)に向けた改修工事の完了(12月20日予定)に伴い、総合体育館の一般利用などを再開します。

ご理解とご協力をありがとうございました。

再開日
一般利用...平成24年1月4日(水)
公共施設予約システム抽選受付...平成23年11月1日(火)
スポーツ振興課 保
(☎042-438-4082)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

*田村 藤四郎 様
(ファイル30冊)
管財課 田(☎042-460-9812)

菅平少年自然の家の廃止

～施設利用は平成24年2月26日(日)の宿泊利用で終了します～

昭和49年8月の開設から37年間、多くの市民の皆さんにご利用いただいた施設ですが、建物老朽化などのため本年度をもって廃止します。

なお、施設の利用は平成24年2月26日(日)の宿泊利用で終了となります。あと4か月の利用期間になりますが、皆さんのご利用をお待ちしています。
菅平少年自然の家
(☎0268-74-2277)

西東京市健康づくり推進プラン策定のための市民アンケートにご協力を！

市では、健康増進計画として「西東京市健康づくり推進プラン」を策定し、市民が生涯を通じて健康であることをめざしています。

本計画は、平成16～24年度までとし、新たに平成25年度以降の本プランの見直しを図るために、市民より無作為に抽出された5,000人の方の、健康に関する市民アンケートにより実態を把握したいと考えています。
市民アンケートが届きましたら、ご協力をお願いします。

西東京市 プレミアム商品券

11月20日(日)に販売！

西東京商工会では、昨年度に引き続き10%プレミアム付き商品券を販売します。

発行総額 2億2,000万円
販売価格
1セット1万円(500円券×22枚)

購入限度額
1人3セット(3万円)まで
有効期間
11月20日(日)～平成24年1月31日(火)

販売日
11月20日(日)午前10時～午後3時(保谷こもれびホールは午後7時まで)但し、完売次第終了

販売場所 市内19か所
取扱店舗 約710店
詳細は、市報11月15日号折り込みのパンフレット、または西東京商工会HPをご覧ください。

問西東京商工会
(☎042-424-3600)
HPhttp://www.nisitokyo-shokokai.jp
産業振興課 保
(☎042-438-4041)

11月は児童虐待防止推進月間です

『守るのは 気づいたあなたの その勇気』(平成23年度「児童虐待防止推進月間」標語)

みんなで虐待から子どもを守りましょう

あなたの周囲で「もしかして虐待では?」「あの子大丈夫かな?」と感じることはありませんか? 児童虐待は、子どもの健やかな心身の成長や人格形成に大きな影響を与えます。

虐待につながる背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭不和や経済的な問題などさまざまなストレスや葛藤があると思われます。

市では虐待の通報や相談を受けた場合、関係機関と連携協力し、虐待防止のための適切な支援につなげていきます。

相談者の秘密は厳守します
子ども家庭支援センターのどか

相談専用電話(☎042-439-0081)
月～土曜日 午前9時～午後4時(日曜日、祝日、年末年始は休み)
緊急の場合は

東京都小平児童相談所(☎042-467-3711)
月～金曜日 午前9時～午後5時

東京都児童相談センター(☎03-3208-1121)
平日、土・日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午後5時および夜間

警視庁田無警察署(☎042-467-0110)
子ども家庭支援センター
(☎042-425-3303)

<どのようなことが虐待か?>

身体的虐待
なぐる・けるなどの暴力、たばこの火などを押し付ける、しばりつける、外に閉め出す
心理的虐待
無視、拒否的な態度、ば声を浴びせる、言葉によるおどかし・脅迫、ほかの兄弟姉妹との差別、子どもの目前での配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)

ネグレクト(養育放棄)
適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする乳幼児を家や車に放置する、登校、登園させない
性的虐待
子どもにわいせつな行為をしたり、見せたり、させたりする、ポルノグラフィの被写体にする

